

下水道の維持管理・更新におけるウォーターP P P導入に向けての 丁寧な対応を求める意見書

公共インフラの適切な維持管理や更新は、地域住民の日常生活の安全と安心のために大変に重要な課題です。本市が整備や維持管理を進めてきた下水道は、2035年頃から標準耐用年数を超えての更新時期を迎えることが予想されます。

地方公共団体の下水道事業においては、施設の老朽化に加えて人口減少による使用料収入の大幅な減少、職員数の減少による管理や運営状況の悪化に対し、広域化やDXなどを含めての効果的・効率的な取組も想定されます。

政府は、更新時期を迎える公共インフラの適切な維持管理や更新のために、P P P/P F I推進アクションプラン（令和5年改定版）を策定し、公共施設等運営事業へ移行する方針を示されました。下水道においては、公共施設等運営事業への段階的な移行を目指して、官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式（ウォーターP P P）を導入することとされています。

更に政府は、社会資本整備総合交付金等の交付要件において、「污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターP P P導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する」とされました。

この下水道事業では、P P P/P F Iの導入が、政令指定都市をはじめ、人口20万人以上の大規模地方公共団体で進んでいるとのことですが、中小規模の地方公共団体では進んでいないのが現実です。その原因の一つに、P P P/P F I手法は、仕組みが複雑で検討も多岐にわたるため、中小規模の地方公共団体には、ノウハウが少なく施設等の規模も小さく事業規模が大きくなりにくいこと等があります。

よって、政府に対して、地方公共団体が民間との連携のもとで、安定的かつ持続的に下水道施設を機能させることができるよう、公共施設等運営事業への段階的な移行を目指してのウォーターP P Pの導入について、下記の事項について特段の配慮を求めます。

記

1. 職員向けのガイドラインだけではなく、中小規模の地方公共団体に寄り添う形で、相談窓口の開設や、専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。
2. 社会資本整備総合交付金の交付要件の「污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターP P P導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する」とされていますが、地方公共団体の取り組み状況に応じて、要件化する年度の延期も含めての弾力的な対応を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月28日

摂津市議会